

腰越行政センター電話交換機点検仕様書

(業務の目的)

第1条 電気通信事業法第49条及び第52条のほか関係諸法令に従い、総務大臣の定める技術水準に適合する保全サービスを行います。

(保守対象機器)

第2条 別紙1の保守対象設備に対して、保守業務を実施いたします。

(保守業務の内容)

第3条 機器に対して関係諸法令、規則に従うほか、法律の定める技術水準に基づいて次の保守業務を実施します。

- (1) 年4回(6月、9月、12月、3月)定期点検を実施、委託者に報告する。また、受託者が特に必要と認めた場合にはその都度臨時点検を実施する。
- (2) 総務大臣が定める認定試験に合格した有資格者、若しくは設備の保全業務に従事し、有資格者と同等の技術者を派遣し、設備全般にわたり機能の維持保全に務めるものとする。
- (3) 機器に障害が発生した場合、受託者は速やかに作業員を派遣し障害を復旧し、委託者に報告する。

(業務の適用除外)

第3条 次の事項については保守契約の範囲に含まないものとします。

- (1) 設備の増設、取り替え、移転、改造、撤去
- (2) データの変更(システム、内線、局線等)
- (3) 委託者の取り扱い上の不注意による故障の修理
- (4) 火災、天災、その他不測の事故により生じた故障の修理
- (5) 消耗性部品(蓄電池等)の取り替え
- (6) 幹線及び端末への配線工事

(便宜の提供)

第4条 委託者は受託者に対し保守業務を円滑かつ速やかに実施するため次の便宜を提供します。

- (1) 機器設置場所への出入りの保証及びスペースの提供
- (2) 保守に必要な測定器、器具等の持ち込みについて便宜を図る。
- (3) 障害の切り分け、再現試験等で受託者の保守員からの協力要請があった場合、可能な範囲でこれに協力する。

【別紙 対象設備】

施設名 腰越行政センター 鎌倉市腰越864番地

設置年月日 平成22年11月1日

交換機 NETTOWER MX9001P(日立製作所製) 一式

停電多機能電話 4台

コードレス多機能電話 4台

一般電話機 30台

FAX電話機 2台

NTT回線 5本

本庁内線 1本